2　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　それぞれの支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後、付表の1及び3に掲げる事業計画については七年、付表の2に掲げる事業計画については十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、JICAが当該借款契約に係る付表に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定するそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、バングラデシュの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　付表に掲げる事業計画の実施に従事する日本国民である被用者について、付表に掲げる事業計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表に掲げる事業計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a)　付表に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表に掲げる事業計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二十一年五月十八日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在

日本国特命全権大使　篠塚保

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係担当次官

ムハンマド・ムシャラフ・

ホセイン・ブイヤン殿

付表

（限　度　額）

1　中小企業振興金融セクター計画　五十億円

2　クルナ水供給計画　百五十七億二千九百万円

3　パドマ多目的橋建設計画　三百四十二億円

総　額　五百四十九億二千九百万円

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十一年五月十八日にダッカで

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係担当次官

ムハンマド・ムシャラフ・

ホセイン・ブイヤン

バングラデシュ人民共和国駐在

日本国特命全権大使　篠塚保閣下

○外務省告示第百九十五号

平成二十三年五月十九日にダルエスサラームで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十三年六月六日

外務大臣臨時代理

国務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タンザニア連合共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタンザニア連合共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　十五億円（一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、第八次貧困削減支援貸付を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のためにタンザニア連合共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う支払を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。